

診療放射線技師・臨床検査技師・衛生検査技師・理学療法士・ 作業療法士・視能訓練士 免許 登録抹消申請をする方へ

死亡又は失踪の宣告を受けた(その他、健康上の理由等により、抹消申請したい)方が埼玉県内に住所地(住民票による)があった場合、越谷市保健所で免許の申請ができます。

○申請の流れ

<ステップ1>必要書類の準備・・・チェックリストを使い、必要な書類を揃えてください。

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	1 登録抹消申請書 (大臣免許共通様式) ※黒のボールペンで記入してください(消せるペンは不可) 保健所の窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページの資格申請案内からダウンロードすることもできます。
<input type="checkbox"/>	2 遅延理由書 ・死亡日等届出事由の確定日から30日以上を経過して申請した場合に添付
<input type="checkbox"/>	3 死亡診断書 (医師署名必要) ※写し可 死体検案書 (医師署名必要) ※写し可 除籍抄(謄)本 (発行日から6ヶ月以内のもの) 失踪宣告書 のいずれか (※写しは、原本照合不要)
<input type="checkbox"/>	4 免許証 所持していた免許証
<input type="checkbox"/>	5 免許証紛失申立書 免許証を紛失し返納できない場合添付
<input type="checkbox"/>	6 調査及び意見書 (任意様式) 死亡・失踪以外の場合に添付
<input type="checkbox"/>	7 健康診断書等 ・健康上の理由により抹消申請する場合に添付 ・状況によっては障害者手帳などの心身の状態を証明できるものを添付
<input type="checkbox"/>	8 二度と免許申請をしない旨の申述書 (任意様式) ・健康上の理由により、抹消申請する場合に添付 ・日付、住所、氏名の記載が必要

<ステップ2>保健所窓口での書類の提出

- ・チェックリストに基づき用意した書類一式を保健所窓口へ提出してください。
- ・死亡又は失踪により申請する場合の申請者は戸籍法による死亡等の届出義務者(同居の親族、その他の同居者等)です。

【問合せ先】越谷市保健所 保健総務課

〒343-0023 越谷市東越谷 10-31

電話:048-973-7530

(※音声ガイダンスで「4」を入力)